

岡山県いじめ問題対策基本方針の改定のポイント

(1) いじめの認知

- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめ問題対策基本方針

- 学校の基本方針については、学校のホームページなどにより、内容を確認できるよう徹底し、その内容を必ず入学時等に児童生徒、保護者等に説明する。
- 学校評価において、学校の基本方針に基づく、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処等の取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、評価する。

(3) いじめの未然防止・早期発見

- 児童生徒の訴える力の育成や見て見ぬ振りをせず、互いに支え合う風土を培う。
- 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめと正面から向き合うことができるよう、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- 小学校低学年以上の全ての児童生徒に、情報モラルについての指導を行う。
- 家庭においては、就学前の幼児期から、人との関わり、生活習慣、規範意識などに配慮した子育てを行う。
- 保護者は、学校園、地域と連携し、いじめの未然防止、早期発見、解消に関わる。

(4) いじめへの対処

- 全ての学校や教育委員会が、それぞれの責任を果たし、いじめをより積極的に認知し、100%の解消を目指し、組織的に徹底して解消に取り組む。
- いじめの発見・通報・報告を受けた教職員は、速やかに、いじめ対策委員会に情報を報告するなど、学校の組織的な対応につなげなければならない。
- 児童生徒の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、保管する。
- 私立学校においては、県総務部総務学事課がいじめ問題の対応窓口であり、県教育委員会と日常的に連携しながら、いじめ問題に取り組む。
- いじめの「解消」の定義
 - ① いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月続いていること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(5) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

- 発達障害を含む障害のある児童生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童生徒、性同一性障害、東日本大震災により被災した児童生徒等、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行い、積極的に研修を実施する。

(6) その他

- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月文科省)による対応